

事 務 連 絡

令 和 3 年 6 月 3 日

各部局事務（部）長

内部部局内各課長 殿

内部部局内各室長

研究推進部長

石橋 英二（公印省略）

### 技術指導※について

これまで明確な運用基準がなかった技術指導につきまして、令和3年6月3日より、受託事業の一形式として実施することとしましたので、ご連絡いたします。

部局等におかれましては、契約手続、管理手続等、実施に伴い事務が生じることはありませんが、研究力強化の一環であるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### <技術指導手続>

- ・受託事業の手続と同様となります（別紙1を参照ください）。
- ・実施に当たっては、本学と相手先の間で契約を締結する必要があります（契約書の雛型は別紙2を参照ください）。

※「技術指導」…受託事業（外部からの委託を受けて行う諸活動のうち、受託研究を除くもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。）のうち、本学の職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって申込者（企業等）の業務又は活動を支援するものをいい、技術指導、監修、コンサルティング、技術評価などが含まれます。

なお、信州 TLO を介した技術指導につきましては、今まで通り、運用を継続いたします。

研究推進部 産学官地域連携課 契約担当

吉成・山崎・濱谷・吉澤

kensui-keiyaku@shinshu-u.ac.jp

内線 811-2091、2148、2343